

平成21年5月13日

各 位

会 社 名 北陸ミサワホーム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高見 幸三  
(JASDAQ コード番号 : 1763 )  
問合せ先 代表取締役専務 林 諭高  
(連絡先電話番号 076-222-1558)

### 自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした 自己株式の公開買付けに関するお知らせ

北陸ミサワホーム株式会社（以下「公開買付者」または「当社」といいます。）は、平成21年5月13日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

また、上記取締役会決議においては、本公開買付け及びその後の一連の手続を経て、当社普通株式を非公開化（以下「本非公開化」といいます。）することを前提としております。

#### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場しておりますが、本非公開化を目的として、平成21年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、本公開買付けを実施することを決定致しました。

なお、当社取締役会長である林敦が、発行済株式の全てを保有する北陸総合計画株式会社（平成21年3月31日現在の当社普通株式に係る所有株式数2,092,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）31.19%、以下「北陸総合計画」といいます。）は、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を継続して保有することに同意しております。また、当社の主要取引先であるミサワホーム株式会社（同日現在の所有株式数1,120,000株、所有割合16.70%、以下「ミサワホーム」といいます。）は、その保有株式のうち771,334株については、本公開買付けに応募し、残る348,666株については、本公開買付けに応募せず、継続して保有することに同意しております。

##### (2) 当社が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社は、「人の喜びをもって、我が喜びとする」を企業理念として、お客様に単に住まいを提

供するだけでなく、地域の特性に合った住まいづくりを提案することで、「住まいを通じて生涯のおつきあい」を実現し、社会に愛され、地域社会に貢献できる企業でありたいと考えております。

当社では、これら理念の下、昭和45年の当社設立以来、北陸3県における「ミサワホーム」ブランドの営業権並びに販売権を取得すると共に、北陸各地への支店開設を通じて、地域に密着した営業活動を行ってまいりました。その結果、平成9年10月には日本証券業協会に登録銘柄として株式の登録を、平成16年12月には当該登録を取り消し、ジャスダック証券取引所への株式上場を果たし、これにより会社の知名度向上による優秀な人材の確保や社会的信用を背景とした他社との差別化を実現しました。

現在では、「ミサワホーム」ブランドを中心とする注文住宅の建設・リフォームに関する住宅請負事業を中核としつつ、分譲住宅・分譲宅地の販売を行う分譲事業及び不動産仲介等のその他事業にも取り組んでおります。

一方、世界的な景気後退の影響は、本邦経済全体の停滞を通じて、当社の営業地域である北陸3県にも波及しており、特に雇用不安・可処分所得の低迷による消費意欲の減退は深刻化しつつあります。この結果、平成19年6月施行の改正建築基準法による建築確認申請手続の混乱・停滞等を契機として悪化していた当社の受注環境は、上記消費意欲の減退に伴って住宅取得を手控えるという消費行動が鮮明化したことにより、ますます厳しさを増しております。

このような環境下にあつて、当社では、商品力の充実・顧客リレーションシップの向上に努めており、具体的には、ヒートポンプシステムを用いた電気給湯器「エコ・キュート」の全棟標準装備、独自商品である「自遊考房」・「スマートスタイルO40北陸」・「別居型同居®」や「ミサワホーム」ブランドの大収納空間「蔵」の積極販売、並びにリフォーム事業を通じた潜在的な顧客との関係強化を図っております。また、資産活用事業といった周辺分野への取り組みを強化すると共に、鉄骨系住宅事業やまちづくり分譲事業といった新しい機軸を持った事業への取り組みも開始しております。

しかしながら、上述の景気悪化は、深刻化・長期化の動向を強めつつあることから、消費意欲の減退による受注棟数の低迷は、当面の間継続するものと考えられ、当社における最大限の企業努力によっても一時的な収益悪化は避けられない状態にあります。

そこで、当社では、当社を取り巻く様々なステーク・ホルダーの皆様の理解を得ながら、厳しい外部環境を克服し、迅速な経営改革を成し遂げるべく、本非公開化をはじめとする、グループ企業との経営統合など様々な方策について検討してまいりました。

その結果、当社は、短期的な収益性にとらわれず、以下のような施策を実践することにより、従来の延長線に留まらない抜本的な事業構造の転換・多様化と、それに伴う中長期的な収益力の強化を図る必要があります。これらの事業戦略の実現には、全社一丸となった取り組みが必要であると共に、トップダウンによる迅速な経営改革が不可欠であるとの結論に至りました。

#### ① お客様本位の営業体制の整備

注文住宅事業においては、当社の営業担当者が、住まいづくりというテーマをお客様と共有し、お客様にとって常に頼りにされる存在であることが不可欠であると考えられます。このような観点からは、短期的な収益目標のみに固執せず、お客様との信頼関係の構築に尽力する必要があります。そこで、このようなお客様本位の営業を実践するために、具体的な営業施策・評価体系の見直し、従業員教育の充実といった営業体制の整備に努めたい

と考えております。

## ② リフォーム事業の強化

当社では、中核事業である注文住宅事業に加えて、今後市場ニーズが増加すると見込まれるリフォーム事業に注力することで、当社の経営全体としての安定性を高めたいと考えております。このような観点からは、当社のリフォーム事業と、当社子会社でリフォーム専業のミサワホームイング北陸株式会社の事業について戦略的な整理・統合を行い、また人材配置の最適化を図る必要があると考えております。

また、当社は、可及的速やかに抜本的な事業構造の転換・多様化を実現し、中長期的な収益力の強化を図るべく、意思決定及び各経営施策実現の速度を上げ、トップダウンによる抜本的な経営改革を実現するためには、上場企業であることに伴う経営上の様々な制約を除去する本非公開化が、当社にとって望ましい方策であるとの認識に至ると同時に、事業構造の転換・多様化に伴う業績の変動を通じた市場株価への影響を排除することにより、株主価値の毀損を回避できる等の点において、本非公開化は、株主様をはじめとするステーク・ホルダーの皆様にとっても最善の方策であるとの判断に至りました。

本非公開化によるメリットとしては、本非公開化後、当社は、限定された株主構成の下、近視眼的な事業戦略や収益目標に束縛されることなく、事業構造の本質的な最適化と収益性の向上を図ると共に、上場企業であることに付随する外部・社内コストを削減し、事業自体への注力を図ることで、上記施策の早期実現に尽力することが可能になる点が挙げられると考えております。

他方で、当社と長期的に利害を共有し得る限定された株主による最適な資本構成の構築が不可欠であることから、当社は、北陸総合計画に対しては、現在保有する当社普通株式の全てについて、ミサワホームに対しては、その一部について継続的な保有を要請し、両社からこれらに関する賛同をいただいております。

## (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当社から独立した第三者算定機関として、みずほマネジメントアドバイザー株式会社（以下「MFMA」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、買付価格の決定に際して、MFMAより株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を平成21年5月8日付で取得致しました。MFMAが用いた手法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）、類似企業比較法及び市場株価法であり、詳細は下記「3. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格の算定根拠等」に記載の通りです。

なお、当社はMFMAから公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、その事業内容を当然に熟知していること、昨秋以降の株式市場の大幅な下落により当社の株価は本源的価値より大きく乖離している可能性があると考えられることなどを考慮し、DCF法による評価結果を重視すると共に、過去の公開買付事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミアムの実績、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものであり、上場廃止となった場合には、株主の投下資本の回収の機会を事実上限定するという点において、既存株主への影響が大きいこと

及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、TMI 総合法律事務所による法的助言を参考にしつつ、本公開買付けについて慎重に検討及び協議を行った結果、本公開買付けにおける買付価格 300 円をはじめとする本公開買付けの内容及び本非公開化に関する一連の諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けの実施を決定致しました。加えて、当該決議に係る議案の審議に参加した監査役（社外監査役を含みます。）は、いずれも当該議案に賛成する旨の意見を表明しております。

なお、本公開買付けにおける買付価格 300 円は、平成 21 年 5 月 12 日を基準日とした、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の、過去 6 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 184 円（小数点以下四捨五入。以下同じです。）に 63.04%（小数点第三位以下四捨五入。以下同じです。）、過去 3 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 170 円に 76.47%、過去 1 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 178 円に 68.54%のプレミアムを各々加味した水準となります。

また、本公開買付けにおける利益相反を回避するための措置として、上記取締役会における審議及び決議には、当社の取締役会長であり、本非公開化後に株主の地位に留まる予定の北陸総合計画の発行済株式の全てを保有する林敦、及び当社の監査役であり、同じく本非公開化後に株主の地位に留まる予定のミサワホームの取締役を務める東海健生はいずれも参加していません。

更に、当社は、本公開買付けの買付期間を 30 営業日という比較的長期間に設定することによって、当社の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。

#### (4) 本公開買付け後の予定

本公開買付けにおける買付予定数は、発行済株式総数から、本公開買付けに応募しないことに同意している北陸総合計画及び保有株式のうちの一部について本公開買付けに応募しないことに同意しているミサワホームの両社がそれぞれ継続保有する予定の当社普通株式数並びに当社が保有する自己株式数を控除したものであり、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数に満たないときも、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行うため、実質的には北陸総合計画及びミサワホーム以外の株主からの応募株券等については、その全部について買付けを行うこととなります。

当社は、本公開買付けによる当社の非公開化を企図しており、本公開買付けをもってしても、当社が、北陸総合計画及びミサワホームが継続保有する予定の当社普通株式並びに当社が保有する自己株式を除く全ての当社普通株式を取得できなかった場合においては、以下の方策を講じる予定です。

具体的には、本公開買付け後に、当社は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③全部取得条項の付された発行済みの当社普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付することを付議議案を含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会と同日に本種類株主

総会を開催することを予定しております。

本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが当社により取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の発行する別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち、新たに発行される別の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定されることが予定されています。また、全部取得条項が付された発行済みの普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、当社は、本非公開化の実施のために、北陸総合計画及びミサワホーム以外の当社株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。但し、本公開買付け後において、北陸総合計画以外に当社普通株式の保有株式数がミサワホームの保有株式数よりも多い株主が存在する場合には、当社は、当社を北陸総合計画の完全子会社とすべく、全部取得条項が付された発行済みの普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類及び数について、ミサワホームも含む北陸総合計画以外の当社株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する可能性があります。

もっとも、関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、本非公開化の実施方法に変更が生じる可能性があります。この場合においても、本公開買付け後において、北陸総合計画以外に当社普通株式の保有株式数がミサワホームの保有株式数よりも多い株主が存在しない場合には北陸総合計画及びミサワホーム以外の株主に対して、北陸総合計画以外に当社普通株式の保有株式数がミサワホームの保有株式数よりも多い株主が存在する場合にはミサワホームを含む北陸総合計画以外の株主に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭のみを交付する方法を採用することを予定しております。

なお、これらの場合における当該金銭の額については、原則として本公開買付けにおける買付価格と同一の基準を用いて算出される予定です。

また、全部取得条項が付された発行済みの普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式については、現在のところ、株式の上場申請を行う予定はありません。

以上の場合における具体的な手続については、決定次第、速やかに公表致します。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②に関する当社の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、当社の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b)上記③が当社の株主総会において決議された場合には、同様の趣旨により、会社法第172条及びその他関係法令の定めにしたがって、裁判所に対し、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a)又は(b)の方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、買取価格又は取得価格が本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。加えて、当該請求又は申立てに関する所要の手続につきましては、株主各位においてご自身の判断・責任において、ご対応下さいますようお願い致します。

上記は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、当社株主総会における株主各位の賛成の議決権の行使を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募、当社が新たに発行する普通株式が1株に満たない場合の金銭交付及び少数株主

の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく当社普通株式の買取等に関する税務上の取扱につきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認下さいますようお願い致します。

(5) 上場廃止となる見込み

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に実質的に上限を設定しておらず、北陸総合計画及びミサワホームが継続保有する予定の当社普通株式並びに当社が保有する自己株式を除く応募株券等の全部の買付け等を行うため、本公開買付けの結果によっては、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果のみでは上場廃止基準に抵触しない場合であっても、当社は、上記(4)に記載の通り本非公開化を予定しているため、本非公開化の実施の過程において、当社普通株式は上場廃止となることを見込まれます。なお、上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(6) 当社と株主との間に係る重要な合意等に関する事項

北陸総合計画（平成 21 年 3 月 31 日現在の当社普通株式に係る所有株式数 2,092,000 株、所有割合 31.19%）は、本公開買付けに応募せず、当社普通株式を継続して保有することに同意しており、また当社の主要取引先であるミサワホーム（同日現在の所有株式数 1,120,000 株、所有割合 16.70%）は、その保有株式のうち 771,334 株については、本公開買付けに応募し、残る 348,666 株については、本公開買付けに応募せず、継続して保有することに同意しておりますので、本公開買付けは、両社を除く株主の皆様に対して、実質的に上限を設定せずに実施するものとなります。

(7) 本公開買付け後の当社の経営方針

上述の通り、当社は、本公開買付け後において、本非公開化を企図しており、本非公開化の完了後においては、北陸総合計画とミサワホームのみが当社の株主となる予定です。

当社は、限定された株主構成の下、近視眼的な事業戦略や収益目標に束縛されることなく、事業構造の本質的な最適化と収益性の向上を図りつつ、北陸 3 県における「ミサワホーム」の担い手として、中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

2. 自己株式の取得に関する決議内容

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	4,264,221 株	1,279,266,300 円

(注1) 本公開買付けにおける買付予定数（4,264,221 株）は、発行済株式総数（6,706,000 株）から、北陸総合計画が保有する株式数の全部（2,092,000 株）、ミサワホームが保有する株式数の一部（348,666 株）及び当社が保有する自己株式数の全部（1,113 株）を控除したものであり、応募株券等の数の合計が買付予定数（4,264,221 株）に満たないときも、応募株券等の全部の買付けを行います。また、北陸総合計画は本公開買付けに応募しないことに同意し、ミサワホームは上記の保有株式の一部について本公開買付けに応募しないことに同意していることから、実質的には北陸総合計画及びミサワホーム以外の株主からの応募株券等については、その全部について買付けを行うこととなります。

(注2) 取得する株式総数の発行済株式総数に占める割合は、63.58%です。

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

平成21年5月14日（木曜日）から平成21年6月24日（水曜日）まで（30営業日）

##### ② 公開買付開始公告日

平成21年5月14日（木曜日）

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき 金300円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格である1株300円を決定するにあたり、当社から独立した第三者算定機関として、MHMAをフィナンシャル・アドバイザーに選任し、買付価格の決定に際して、MHMAより算定書を平成21年5月8日付で取得致しました。MHMAが用いた手法は、DCF法、類似企業比較法及び市場株価法であり、各々の手法により算定された当社普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

##### A. DCF法： 275円 ～ 307円

DCF法とは、当社の事業計画における収益や投資計画等を前提として、当社が将来において創出するフリー・キャッシュフローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引くことで、当社の事業価値及び株式価値を算定する手法であり、これにより当社普通株式の1株当たりの価値は、275円～307円と算定されました。

##### B. 類似企業比較法： 246円 ～ 249円

類似企業比較法とは、当社と類似した事業を営む上場企業の市場株価及び財務指標から導出された値をもとに、当社の株式価値を算定する手法であり、これにより当社普通株式の1株当たりの価値は、246円～249円と算定されました。

##### C. 市場株価法： 171円 ～ 184円

市場株価法では、平成21年5月7日を基準日とした、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の、過去6ヶ月間の終値の出来高加重平均値、過去3ヶ月間の終値の出来高加重平均値及び過去1ヶ月間の終値の出来高加重平均値を基礎として、当社普通株式の1株当たりの価値は、171円～184円と算定されました。

なお、当社は、MHMAから公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、その事業内容を当然に熟知していること、昨今の世界的な金融危機により当社の株価は本源的価値より大きく乖離している可能性があると考えられることなどを考慮し、DCF法による評価結果を重視すると共に、過去の公開買付事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミ

アムの実績、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものであり、上場廃止となった場合には、株主の投下資本の回収の機会を事実上限定するという点において、既存株主への影響が大きいこと及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、平成21年5月13日開催の取締役会において、TMI 総合法律事務所による法的助言を参考にしつつ、本公開買付けにおける買付価格を300円と決定致しました。

なお、本公開買付けにおける買付価格300円は、平成21年5月12日を基準日とした、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の、過去6ヶ月間の終値の出来高加重平均値184円に63.04%、過去3ヶ月間の終値の出来高加重平均値170円に76.47%、過去1ヶ月間の終値の出来高加重平均値178円に68.54%のプレミアムを各々加味した水準となります。

## ② 算定の経緯

当社は、平成21年2月頃より、本非公開化の実施について、慎重に検討を進めてまいりました。

また、当社は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当社から独立した第三者算定機関として、MHMAをフィナンシャル・アドバイザーに選任し、算定書を平成21年5月8日付で取得致しました。MHMAが用いた手法は、DCF法、類似企業比較法及び市場株価法であり、各々の手法により算定された当社が発行する普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

A. DCF法：	275円	～	307円
B. 類似企業比較法：	246円	～	249円
C. 市場株価法：	171円	～	184円

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、その事業内容を当然に熟知していること、昨今の世界的な金融危機により当社の株価は本源的価値より大きく乖離していると考えられることなどを考慮し、DCF法による評価結果を重視すると共に、過去の公開買付事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミアムの実績、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものであり、上場廃止となった場合には、株主の投下資本の回収の機会を事実上限定するという点において、既存株主への影響が大きいこと及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、平成21年5月13日開催の取締役会において、TMI 総合法律事務所による法的助言を参考にしつつ、本公開買付けにおける買付価格を300円と決定致しました。

当社は、上記取締役会において、算定書及びTMI 総合法律事務所による法的助言を参考にしつつ、本公開買付けについて慎重に検討及び協議を行った結果、本公開買付けにおける買付価格300円をはじめとする本公開買付けの内容及び本非公開化に関する一連の諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けの実施を決定致しました。また、当該取締役会に出席した監査役（社外監査役を含む。）はいずれも、当該議案に賛成する旨の意見を表明しております。なお、当社の取締役会長であり、本非公開化後に株主の地位に留まる予定の北陸総合計画の発行済株式の全てを保有する林敦、及び当社の監査役であり、同じく本非公開化後に株主の地位に留まる予定のミサワホームの取締役を務める東海健生は、利益相反回避の観点から当該取締役会を欠席しており、当該取締役会の審議に参加していません。

なお、当社は第三者算定機関から公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

③ 算定機関との関係

MHMA は、当社の関連当事者に該当致しません。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	4,264,221 (株)	— (株)	4,264,221 (株)
合計	4,264,221 (株)	— (株)	4,264,221 (株)

(注1) 本公開買付けにおける買付予定数(4,264,221株)は、発行済株式総数(6,706,000株)から、北陸総合計画が保有する株式数の全部(2,092,000株)、ミサワホームが保有する株式数の一部(348,666株)及び当社が保有する自己株式数の全部(1,113株)を控除したものであり、応募株券等の数の合計が買付予定数(4,264,221株)に満たないときも、応募株券等の全部の買付けを行います。また、北陸総合計画は本公開買付けに応募しないことに同意し、ミサワホームは上記の保有株式の一部について本公開買付けに応募しないことに同意していることから、実質的には北陸総合計画及びミサワホーム以外の株主からの応募株券等については、その全部について買付けを行うこととなります。

(注2) 本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付代金

買付代金(円)(a)	1,279,266,300
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a)+(b)+(c)	1,309,266,300

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(4,264,221株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費、弁護士報酬及びフィナンシャル・アドバイザーへの手数料等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

② 決済の開始日

平成21年7月1日(水曜日)

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

#### （イ）個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象になります。

#### （ロ）法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収額（買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減または免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成21年6月24日（水曜日）までに租税条約に関する届出書を提出することを通知すると共に、決済の開始日の前営業日（平成21年6月30日（火曜日））までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

### ④ 上場株券等の返還方法

後記「(7) その他買付け等の条件及び方法」の「① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに、応募が行われた時の状態に戻します。

### (7) その他買付け等の条件及び方法

#### ① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数（4,264,221株）に満たないときも、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方法により、株式の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元（500株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株券等の中から抽選により買



⑤ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑥ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第14条の3の4第6項、同第9条の4及び府令第19条の2に規定する方法により公表します。

⑦ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書または関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵便その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が応募の時点及び応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に居住していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報または書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動しているものではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(ご参考) 平成21年5月13日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数	6,706,000株（自己株式含む）
自己株式数	1,113株

以 上